

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|----------|--|---|
| 会議の名称 | 定例庁議 | |
| 開催日時 | 平成31年2月13日（水） 午前9時30分から 午前10時45分まで | |
| 開催場所 | 朝霞市役所 別館3階 市長公室 | |
| 出席者 | <p>富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （担当課1）</p> <p>清水市民環境部次長兼産業振興課長、森田同課長補佐、奥田同課専門員兼産業労働係長、大貫同課同係主査 （担当課2）</p> <p>紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐、高橋同課資源リサイクル係長 （事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、五十川同課政策企画係主事</p> | |
| 会議内容 | <p>1 朝霞市産業振興基本計画（案）について</p> <p>2 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について</p> <p>3 平成31年第1回朝霞市議会定例会提出議案について</p> | |
| 会議資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市産業振興基本計画【概要版】（案） ・朝霞市産業振興基本計画（案） ・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（改定）【概要版】（案） ・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案） ・4市排出量状況、類似団体との比較 ・平成31年第1回朝霞市議会定例会提出議案一覧表 | |
| 会議録の作成方針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |

| | |
|--|------------------------------------|
| | <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p> |
| <p>そ の 他 の 必 要 事 項</p> | |
| <p>審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）</p> | |
| <p>【議題】 1 朝霞市産業振興基本計画（案）について</p> <p>【説明】 （担当課 1：清水市民環境部次長兼産業振興課長） 朝霞市産業振興基本計画（案）について、朝霞市産業振興基本計画【概要版】（案）に基づき説明する。</p> <p>本計画は、変化する社会環境に対応するため、本市の産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、本市ならではの地域特性を生かした産業振興を進めるため策定するもので、平成31年度から平成40年度までを計画期間としている。</p> <p>概要版の2ページ目を見ていただくと、本計画は、産業を含めた市の現状とその課題、課題解決のための施策の方向性とそれを支える基本施策、具体的な事業としての「リーディング・プロジェクト」と基本目標（目指すべき姿）で構成されている。</p> <p>ここではまず、既存データの整理、アンケート調査等を基に、その現状を抽出し、代表的なものを「市内の現況」として、5つの視点ごとに2つずつ示している。そのうえで、「方向性と施策体系」として課題解決の方向性を5つ掲げ、さらにその方向性を支える14本の基本施策を設定している。なお、計画（案）本編では、基本施策ごとに事業イメージと指標を設けている。</p> <p>方向性については、「暮らしにマッチした生活環境の創造」、「安心・安全な市民生活を支える産業の活性化」、「社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成」、「市民に身近なあさか都市農業の確立」、「産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実」の5つを定めている。</p> <p>これらの方向性や基本施策を基に、市民生活の向上に直結し、かつ複数の基本施策を主導するものを「リーディング・プロジェクト」として、「起業」「企業誘致」「地産地消」「就労」という4つのテーマごとに設定し、実施していく。</p> <p>4つの「リーディング・プロジェクト」は、「起業」をテーマとした「1 あさか起業リノベーション・プロジェクト」、「企業誘致」をテーマとした「2 あさか型企業誘致プロジェクト」、「地産地消」をテーマとした「3 あさか野菜の地産地消プロジェクト」、「就労」をテーマとした「4 あさかで働こうプロジェクト」である。</p> <p>そして、本計画の目指すべき姿として、基本目標は「市民生活と調和し豊かな暮らしを実現するあさか産業の振興」を掲げている。</p> <p>続いて、政策調整会議を受けての主な修正点を6点申し上げる。</p> <p>1点目は、朝霞市産業振興基本計画（案）本編16ページに、図4-2「従業者規模</p> | |

別事業所割合」の円グラフを追加した。

2点目は、22ページ本文の下から2行目の中ほどにある「個店」という単語について、巻末の用語集に追加した。

3点目は、33ページ本文の1行目から2行目にかけて「農地の必要性」に関する記述を追加した。

4点目は、54ページ「事業イメージ」の欄の2点目に「新産業等のインキュベーション施設の整備検討」とあるところについて、当初は「整備支援」となっていたが、「整備検討」に修正した。

5点目は、55ページ「施策概要」の欄の下から2行目で、「本市の特性にマッチした企業誘致を進め、事業所の増加を図る取組を推進します。」とあるところについて、当初は「本市の特性にマッチした産業集積の推進、企業誘致を進めていきます。」と記述していたものをこのように修正した。

6点目は、72ページにおいてPDCAサイクルを図で表しているところについて、「計画（Plan）」及び「実施（Do）」の説明の中で、従前は「実施計画」という文言があったが、それを削除するとともに表現を変更した。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

本件は、政策調整会議で審議をしている。政策調整会議での審議について、市長公室長からご報告をお願いする。

(神田市長公室長)

2月4日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、朝霞市産業振興基本計画（案）全体について、都市計画マスタープランの土地利用方針と、この産業振興基本計画（案）における方向性は合っているのかという質問に対し、ここに示された方針をもとに産業利用を支援していくということであり、都市計画マスタープランも大まかな方針はそのようになっているという説明があった。

また、先ほど実施計画に関する表現の整理があったが、実施計画はどのようなものを想定しているのかという質問があった。これに対しては、総合計画の実施計画を想定しているが、この計画の進捗を新たな第三者機関の中で評価を行うことを考えているため、表現については検討するというので修正されたものである。

「リーディング・プロジェクト」は実施計画に載ってくるものなのかという質問については、一部は実施計画に載ってくるということであった。さらに、行政の施策を立てて評価をしていくだけでなく、民間の事業者や市民を巻き込みプロジェクトを進める計画であるという説明があった。

続いて、各課の関わり方を問う質問に対しては、産業振興基本計画は、市と市民や事業者が一緒に考えていく性質のものであり、各課に計画の指標に基づいた新たな数値目標を立ててもらふことは、想定していないが、この計画の理念を基に、各課であり方などを考えていただきたいという説明があった。

次に、54ページの事業イメージの中で「新産業等のインキュベーション施設の整備

支援」とあるが、具体的にイメージがあるのか、和光市のインキュベーションプラザとの連携など議論はあるのかという質問があった。これに対して、インキュベーションプラザは認識しており、実際の話を知ると、プラザの入居者の事業内容には高度なものが多く、なかなか活用されないという現状があるが、事業者間の連携は非常に重要であり、商工会も産業フェアで異業種交流会を実施していることから、市としても商工会と連携を図りながら、研究を進めたいということだった。さらに、これに関連して、「施設」「整備」といった言葉はハードルが高いのではないかと質問があったため、先ほど修正の説明をいただいたところである。

次に、計画（案）本編57ページの事業イメージ「生産緑地地区の追加指定の促進」について、どのように考えているのかという質問があった。これに対して都市建設部長から、追加指定は、国では都市に農地はあるべきものと位置付けたい意向があり、2022年問題において周知徹底をしなければならぬため、市民環境部と連携しながら進めることとなるという回答があった。

さらに、55ページに「産業集積」という言葉があるが、表現は適切なのか、どんな議論があったのかという質問があった。この「産業集積」は、一定の地域に事業者が多数集まるという意味である。策定委員会では、事業所の数が減っており、住宅都市に合うような産業環境になっていないことを踏まえ、数を揃える発想も大事なのではないか、という議論から出てきたもので、まちづくり推進課とも検討を進めていくという説明があった。

先ほどの修正にも絡む内容であるが、17ページの「産業分類別の民営事業所数・従業者数」を見ると、農業は非常に少ないが、農業振興を大きく盛り込んでいることをどう説明するのかという質問があった。これに対して、農地の必要性は、地産地消の取り組みや生産緑地のほか、防災上の緩衝地区になるなど、多くの分野に絡むものであり、数は少なくても、市として農業を推進していくべきであるという説明があった。そういったことを受け、農地の必要性については、補足して修正することとなった。

最後に、55ページの事業イメージ「市有地の産業活用の検討」について、旧四小以外に使える市有地はないのではないかと指摘に対し、将来用地が発生した場合を視野に入れ、計画に位置付けたいという説明があった。

以上を踏まえ、計画（案）を一部修正し、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について

【説明】

（担当課2：紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長）

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）について説明する。

本計画は平成30年度に中間見直しを行った。5回の廃棄物減量等推進審議会を開催し、内容の修正等を行い、平成30年11月にはパブリックコメント及び庁内コメントを実施したところである。

手元の資料については、政策調整会議の中で指摘のあった、人口が増加しごみ排出量が減少傾向となっている類似団体について、該当する自治体の一覧を追加している。

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（改定）【概要版】（案）に基づき、計画の改定の背景と目的について説明する。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき、概ね5年毎に見直しを実施することとしている。平成26年度から平成35年度までと定めた計画期間の中で、平成30年度を中間年度に設定し、計画で掲げた数値目標や重点施策などの達成度、各取組みの状況を踏まえ、見直しを行ったものである。

見直しの内容としては、概要版を1枚めくった左下の「ごみ排出量の目標値」について、平成40年度までの人口推計値からごみ排出量を算出し、目標値を定めた。

施策については、最後のページにあるとおり、排出量が増加している事業ごみの減量対策として、展開検査実施の強化や大規模事業者の立ち入り調査の回数の増加、廃棄物のリサイクル推進を行うなど内容の見直しを行い、減量を目指すこととした。また、市内の中小規模事業者へのリサイクルの推進を行うことでも、クリーンセンターへの搬入量を削減できるものと考えている。そのほか、先進市で実施している優良排出事業者の表彰制度などの実施を検討する。

市民への啓発としては、分別の啓発の強化によるリサイクルの推進に取り組んでいく。ごみ組成の中では特に紙類が多くを占めており、この紙類を適正に分別することによって、可燃ごみの減量及びリサイクルの推進が図られるものと考えている。さらに、店頭啓発活動の回数を増加するほか、施設の見学会の手法などについて、先進市の事例を参考に強化したいと考えている。

また、朝霞市には、学生の単身者や外国人なども多く居住していることから、そういった世帯への分別への啓発についても強化していきたいと考えている。

和光市とのごみ処理広域処理施設の建設に関する協議については、第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）本編の70ページ「②計画的な施設整備」に掲載している。広域化の現状としては、昨年8月の基本合意書締結後、和光市と協議を重ねており、平成31年4月に和光市役所内に協議会を立ち上げ、朝霞市から2名の職員を派遣する予定である。後日、市議会にはごみ処理広域化について説明する予定である。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

本件は、政策調整会議で審議をしている。政策調整会議での審議について、市長公室長からご報告をお願いします。

(神田市長公室長)

2月4日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、「ごみ排出量の目標値」について、集団資源回収以外の項目は削減となっているが、集団資源回収については、現状維持の目標値になっているのはなぜかという質問があった。これに対しては、事業ごみを除いたものを生活系ごみとしており、その中から再生利用のために集団資源回収ができる古紙などを、できる限り集団資源回収に回してもらうことで生活系ごみを削減するという目標設定のしかたになっているという説明があった。

次に、生活排水に関する掲載はどうかという説明があった。これに対しては、概要版では廃棄物処理を主とし、し尿処理などの生活排水については、計画本文の中で説明しているということだった。また、し尿処理については、県の基本構想に基づき、平成31年度にこの計画とは別に見直しをしなければならないこととなっているため、従来計画を掲載しているという説明があった。

続いて、本市の人口は増加しているが、ごみ排出量は減少しているということで、同様の傾向が全国的にあるのかという質問があった。これに対しては、36ページに類似団体及び近隣3市とのごみ処理状況における比較データを掲載しており、近隣の傾向については整理するというので、本日4市排出量状況及び類似団体との比較についての資料が追加された。

続いて、計画(案)51ページに、ごみ排出量等の将来推計が記載してあり、環境省の指針に基づいてトレンド法で算定しているということだが、9ページの将来人口推計で、同じようにトレンド法を採用している理由は何かという質問があった。これに対しては、国が定めた計画策定指針では、人口の将来予測は、トレンド法やコーホート要因法で行うことが示されており、今後5年間の短期的な将来予測ということになるため、トレンド法が適すと考えたものであるという説明があった。

次に、52ページの「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」で、推計値の推移に対し平成32年の目標を大幅に低減させている理由は何かという質問があった。これについては、15、16ページに、平成32年度のごみ排出量等の国と県の目標が掲載されている。本市の推計を踏まえ、目標値に盛り込んだ結果、このような形となっているという説明があった。

国や県に合わせて目標値を設定しているのは不自然なのではないかという意見があったが、これに対しては、平成32年度の市の目標値は、国の方針に基づく「平成24年度に対し、平成32年度において約12パーセント削減」という達成目標を反映させたもので、これを目安に設定しているという説明があった。

こうしたことから、計画(案)の一部を修正し、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

(關野副市長)

追加された資料に関して、人口は増加しているがごみ排出量は減少しているという傾向があることは分かったが、要因については市民のごみ削減に対する意識が高まったものと捉えればいいのか。

(紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

市民の意識向上のほか、企業の努力もある。全国にごみの減量化・リサイクル化という方針が進んでいることから、企業のほうでも、例えば製品に使用されているプラスチックを紙に変更するなどの取組みを行っており、そういった努力の結果でもあると考えている。

(宮村市民環境部長)

企業が商品を工夫することにより、分別がしやすくなったり、ごみを集団回収に出しやすくなったりすることで、消費者が出す家庭ごみが減少しているということである。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

3 平成31年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(上野総務部長)

議案第1号 平成31年度(2019年度)朝霞市一般会計予算について説明する。

第1表 平成31年度一般会計予算は、前年度当初予算に対し、4.9パーセント増の428億円である。第2表 継続費は、第5次総合計画後期基本計画策定事業をはじめ、全部で5事業について設定している。第3表 債務負担行為は、高齢者住宅整備資金などの利子補給補助や、ごみ処理広域化基本構想等策定業務に係る負担事業など、今後発生する可能性のある債務負担行為について全部で9件を設定している。第4表 地方債は、防災行政無線デジタル化整備事業をはじめとした17件について、借入限度額などを定めるものである。このほか、一時借入金や歳出予算の流用について定めている。

まず、歳入について説明する。

市税は全体で、前年度比2.4パーセント増の224億9,902万5,000円を計上している。市民税は、個人・法人ともに増収を見込んでいるほか、固定資産税でも新築家屋の増加などにより、増収を見込んでいる。また、軽自動車税では、消費税の引上げに伴って設けられる環境性能割を計上している。

第2款から第7款については、平成29年度決算額や今年度の実績の延びのほか、地

方財政計画の伸び率などにより算定している。

第8款と第9款については、消費税の引上げに伴い、自動車取得税交付金が廃止となることから、新たに設けられる環境性能割交付金を計上している。

第10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、平成30年度の実績に基づき計上している。

第11款の地方特例交付金は、住宅ローン減税のほか、環境性能割の軽減分や、幼児教育の無償化に伴う国からの臨時交付金を計上している。

第12款の地方交付税については、普通交付税は、平成30年度交付実績と地方財政計画の伸び率などにより算定している。特別交付税は、3年度間の実績に基づき計上している。これらを合わせた結果、前年度比8.7パーセント増の2億2,600万円を計上している。

第14款の分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金減免分が幼児教育の無償化に伴い減額となっており、全体で15.8パーセント減の7億9,438万3,000円を計上している。前年度比2.3パーセント増の7億5,755万3,000円を計上している。

第16款の国庫支出金は、前年度比14パーセント増の80億383万3,000円を計上している。国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金など、民生費国庫負担金が増額となっているほか、新たに公立学校施設整備費負担金を計上しており、国庫補助金では社会資本整備総合交付金が減額となる一方で、幼稚園就園奨励費補助金や民生安定施設整備助成事業補助金などが増額となったほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金や学校施設環境改善交付金などが新たに計上されているため、全体では増額となっている。

第17款の県支出金は、前年度比18.6パーセント増の30億4,880万3,000円を計上した。

県負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金が増額となっており、県補助金では、新たに幼稚園就園奨励費補助金や、オリンピック・パラリンピック事業に係る県重点政策連動事業補助金を計上していることなどが増額の要因となっている。

第18款の財産収入は、前年度比90パーセント増の1億833万7,000円を計上しており、旧第四小学校に係る市有地貸付料を新たに計上している。

第20款の繰入金は、財政調整基金繰入金を4億6,868万8,000円とし、全体では4億7,049万2,000円を計上している。

第21款の繰越金は、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

第22款の諸収入は、前年度比11.1パーセント増の11億4,405万円を計上し、総合体育館施設改修に係るスポーツ振興費助成金を新たに計上している。

第23款の市債は、前年度比18.6パーセント減の20億9,870万円を計上している。臨時財政対策債については、前年度比600万円増の2億1千900万円を計上している。

次に、歳出について説明する。

第1款の議会費は、前年度比1.5パーセント減の2億8,068万9,000円を

計上している。

第2款の総務費は、前年度比9.6パーセント減の43億7,780万6,000円を計上している。

第3款の民生費は、前年度比5.4パーセント増の221億2,418万7,000円を計上している。

第4款の衛生費は、前年度比0.5パーセント増の30億213万円を計上している。

第5款の労働費は、前年度比3.8パーセント減の137万8,000円を計上している。

第6款の農林水産業費は、前年度比11.5パーセント増の7,651万8,000円を計上している。

第7款の商工費は、前年度比16.4パーセント増の2億7,307万5,000円を計上している。

第8款の土木費は、前年度比5.2パーセント増の27億5,018万7000円を計上している。

第9款の消防費は、前年度比0.7パーセント減の13億4,535万3,000円を計上している。

第10款の教育費は前年度比26.4パーセント増の54億6,786万5,000円を計上している。

第11款の公債費は、111万1千円減の30億4,480万5,000円を計上している。

第12款の諸支出金は、災害援護資金貸付金と土地開発基金繰入金で、600万7,000円を計上している。

第13款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上している。

(三田こども・健康部長)

議案第2号 平成31年度(2019年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算について説明する。

平成31年度(2019年度)朝霞市国民健康保険特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ109億2,229万3,000円で、前年度比0.8パーセントの9,179万4,000円の増となっている。なお、被保険者数は、一般被保険者及び対象被保険者合計で、前年度比1,340人減の2万5,810人を見込んでいる。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせ、28億2,462万7,000円で、歳入総額の25.9パーセントを占めており、前年度に比べて1.8パーセントの増となっている。なお、今期定例会に国民健康保険税条例の改正案を提出しており、基礎課税額の課税限度額の引上げ分を含むものである。

県支出金は、広域化による保険給付費交付金として、71億6,978万9,000円を計上し、繰入金は、一般会計繰入金で8億361万円、基金繰入金で5,913万

1,000円を計上しており、そのほか、諸収入などで6,513万6,000円を計上している。

次に、歳出について説明する。

保険給付費は、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業などで、71億4,131万3,000円で、歳出総額の65.4パーセントを占めており、前年度比2.3パーセントの増となっている。

国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された35億5,989万6,000円を計上している。保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億5,230万1,000円を計上している。そのほか、総務費、諸支出金などで、6,878万3,000円を計上している。

(木村上下水道部長)

議案第3号 平成31年度(2019年度)朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算について説明する。

平成31年度(2019年度)朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ13億4,700万5,000円で、前年度比17.8パーセントの減となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

分担金及び負担金435万4,000円は、旧暫定逆線引き地区の下水道整備に係る下水道事業受益者負担金等である。使用料及び手数料8億9,844万7,000円は、下水道使用料等である。国庫支出金1,930万円は、下水道事業費の国庫補助金である。繰入金2億9,589万8,000円は一般会計からの繰入金で、雨水処理に要する経費などを繰り入れるものである。繰越金2,000万円は、前年度からの繰越金である。諸収入100万6,000円は、水洗便所改造資金貸付金に係る金融機関からの融資預託金の返還金等である。市債1億800万円は、公共下水道事業債等の借入を見込んだものである。

次に、歳出について説明する。

下水道総務費の一般管理費2億2,135万6,000円は、職員13人分の人件費、事務経費のほか、水洗便所改造資金融資預託金、料金徴収業務委託料、公営企業会計移行支援業務委託料等を計上したものである。

下水道事業費9億2,574万円のうち、汚水維持管理費は、施設等修繕料のほか、浸入水防止工事、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための下水道ストックマネジメント計画策定委託料等を計上し、雨水維持管理費は、施設等修繕料のほか、田子山下水路費負担金等を計上したものである。

汚水建設費は、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事費等を計上し、雨水建設費は、浸水被害を軽減するための雨水対策工事費等を計上し、流域下水道事業費は、荒川右岸流域下水道に係る負担金を計上したものである。

公債費1億9,490万9,000円は、下水道債の元利償還金である。

第2表 債務負担行為は、水洗便所改造資金融資あっせん制度にともなう損失補償、利子補給補助を設定している。

第3表 地方債は、公共下水道事業債等の借入れ限度額などを定めるものである。

(内田福祉部長)

議案第4号 平成31年度(2019年度)朝霞市介護保険特別会計予算について説明する。

平成31年度(2019年度)朝霞市介護保険特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ69億7,438万1,000円で、前年度比5.7パーセントの増となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

保険料は15億8,760万1,000円、国庫支出金は15億4,353万1,000円、支払基金交付金は18億716万1,000円、県支出金は、9億9,958万4,000円を計上している。

繰入金は、10億3,639万7,000円、諸収入は、10万3,000円を計上している。

次に、歳出について説明する。

総務費は、総務管理費など1億63万4,000円を計上している。保険給付費は、介護サービス等諸費など64億3,442万5,000円で、歳出総額の92.3パーセントを占めており、前年度比6.2パーセントの増となっている。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費など4億3,626万2,000円を計上している。

諸支出金は205万7,000円、予備費は100万円を計上している。

(こども・健康部長)

議案第5号 平成31年度(2019年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計予算について説明する。

平成31年度(2019年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ13億3,549万1,000円で、前年度比4.2パーセントの増となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、11億2,403万2,000円を見込んでおり、歳入総額の84.2パーセントを占めている。

繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で2億765万7,000円を計上している。

繰越金及び諸収入は、380万2,000円を計上している。

次に、歳出について説明する。

総務費は、一般管理費と徴収費で1,665万5,000円を計上している。

後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定負担金などを合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、13億1,413万4,000円を計上し、歳出総額の98.4パーセントを占めている。

諸支出金及び予備費は、470万2,000円を計上している。

(木村上下水道部長)

議案第6号 平成31年度(2019年度)朝霞市水道事業会計予算について説明する。

まず、業務の予定量について説明する。

給水戸数は6万6,000戸、年間総給水量は1,550万立方メートルとなっており、年間総給水量のうち県水受水量は1,085万立方メートルで、受水率は70パーセントである。

収益的収入及び支出の概要を説明する。

収入の事業収益は、22億9,152万3,000円で、前年度比2.2パーセントの増となっている。主なものは、収入総額の81.2パーセントを占める水道料金で、18億5,978万円を見込んでおり、そのほかに水道利用加入金などを計上している。

支出の事業費は、22億457万7,000円で、前年度比9.3パーセントの増となっている。主なものは、支出総額の33.1パーセントを占める県水受水費で、7億3,055万4,000円を見込んでいる。そのほかに、減価償却費、企業債利息、損益勘定支弁職員の給料及び手当などを計上している。

資本的収入及び支出の概要を説明する。

資本的収入は、6億2,695万8,000円で、前年度比7.5パーセントの減となっている。主なものは、水道施設等の更新に対応するための企業債で、6億1,600万円を計上している。

資本的支出は、13億7,270万5,000円で、前年度比0.5パーセントの増となっております。主なものは、水道施設耐震化等に係る建設改良工事で、8億242万4,000円を見込んでいる。そのほか、企業債償還金、資本勘定支弁職員の給料及び手当などを計上している。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、7億4,574万7,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんするものである。

継続費は、岡浄水場配水ポンプ等電気設備更新事業として、2か年の継続費を設定するものである。

企業債は、水道施設耐震化事業、老朽管更新事業、電気設備更新事業、合わせて6億1,600万円を借入限度額としている。

一時借入金につきましては、5億円の限度額を定めている。

(上野総務部長)

議案第7号 平成30年度朝霞市一般会計補正予算第3号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7,566万5,000円の増額で、これを含めた累計額は424億5,980万9,000円となっている。

歳入歳出の概要について説明する。

まず、歳入について説明する。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金及び地方消費税交付金は、交付実績を基に積算した決算見込額により補正している。国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したため、14万2,000円増額している。

国庫支出金は、新たに保育対策総合支援事業費補助金などを計上するほか、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額する一方、保育所等整備交付金などを減額することにより、3,356万2,000円減額している。

県支出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金などを減額する一方、新たに重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金を計上するほか、子どものための教育・保育給付費負担金を増額することにより、3,485万円増額している。

財産収入は、財政調整基金などの預金利子を増額することにより、616万円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金など、4,061万7,000円増額している。

諸収入は、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金などを新たに計上することにより、1,945万8,000円増額している。

市債は、総合体育館施設改修事業債など、1,600万円減額している。

次に、歳出について説明する。

総務費は、財政調整基金積立金及び基地跡地整備基金積立金を増額することにより、6,531万3,000円の増額となっている。

民生費は、実績を踏まえ、社会福祉法人立保育園整備費補助金や後期高齢者医療特別会計繰出金などを減額する一方、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額することにより、3,129万9,000円増額している。

土木費は、緑化推進奨励金などを増額する一方、実績を踏まえ、市内循環バス運行事業に伴う補償料を減額することにより、2,098万3,000円減額している。

諸支出金は、土地開発基金繰出金を、3万6,000円増額している。

第2表 継続費補正は、防災行政無線デジタル化整備事業など2事業について、総額及び年割額を変更するものである。

第3表 繰越明許費補正は、年度内に完了することが困難であるため、空き家等実態調査事業など3事業を追加するほか、道路事業など2事業の金額を変更するものである。

第4表 地方債補正は、社会福祉法人立保育園整備費補助事業など2事業の借入限度額の変更を行うものである。

(三田こども・健康部長)

議案第8号 平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第3号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ596万円の減額で、これを含めた累計額は、11億3,873万9,000円となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

国民健康保険税は、調定額及び収納率の見込みにより、3,771万4,000円減額している。

県支出金は、保険給付費の増加が見込まれることから、普通交付金を41万1,000円増額し、特別交付金は交付基準に基づき、121万円減額している。

繰入金は、県からの決定通知に基づき、保険基盤安定繰入金の軽減分を179万2,000円減額し、保険基盤安定繰入金の支援分を79万2,000円増額している。

また、会計全体の歳入不足額として、その他繰入金を2,000万円、基金繰入金を2,000万円それぞれ増額している。

諸収入は、今年度の収入実績に基づいて、428万1,000円減額している。

国庫支出金は、東日本大震災の被災者に係る災害臨時特例補助金として5,000円増額している。

次に、歳出について説明する。

保険給付費は、今年度から開始された高額外来年間合算の支払見込額を、41万1,000円計上し、保健事業費は、実績を踏まえ、特定健康診査等事業費を645万7,000円減額している。

(木村上下水道部長)

議案第9号 平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第3号について説明する。

今回の補正は、繰越明許費の設定を行うもので、市道391号線増補管工事その2のほか、2件の雨水対策工事について年度内に完成することが困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

(内田福祉部長)

議案第10号 平成30年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ883万1,000円の増額で、これを含めた累計額は、70億2,920万8,000円となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

国庫支出金は、地域支援事業交付金を増額し、合わせて、新たに保険者機能強化推進交付金を追加し、1,286万2,000円を増額するものである。

支払基金交付金は、地域支援事業交付金を232万9,000円増額するものである。
県支出金は、地域支援事業補助金を107万8,000円増額するものである。
財産収入は、利子及び配当金として20万3,000円増額するものである。
繰入金は、一般会計繰入金を増額するとともに介護保険保険給付費支払基金繰入金の減額により764万1,000円減額するものである。

次に、歳出について説明する。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業の利用の増加に伴い、負担金を862万8,000円増額するものである。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金の利子等を20万3,000円増額するものである。

(三田こども・健康部長)

議案第11号 平成30年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ503万7,000円の減額で、これを含めた累計額は、12億7,961万2,000円となっている。

歳入歳出の概要を説明する。

まず、歳入について説明する。

繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、503万7,000円を減額している。

次に、歳出について説明する。

後期高齢者医療広域連合納付金についても、同様に保険基盤安定負担金の確定により、503万7,000円を減額している。

(内田福祉部長)

議案第12号 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、より地域福祉の充実を図り、総合的かつ一体的に取り組めるよう、所掌事務に地域福祉計画の策定及び評価についての規定を加えるとともに、委員の増員や任期の変更など、必要な改正を行うものである。

また、これに伴い、朝霞市地域福祉計画策定委員会条例を廃止するものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(上野総務部長)

議案第13号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、民間労働法制において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により時間外勤務の上限規制等が導入されることに伴い、国家公務員においても平成31年4月から同様の措置が講じられることを踏まえ、本市においても時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を定める規定を整備するものであ

る。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

続いて、議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員会の委員報酬に、農地等の利用の最適化の推進に関する事務の実績に応じた報酬を追加するものである。

また、平成31年4月1日に新たに設置する学校運営協議会の委員報酬及び費用弁償を追加するほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬額を変更するものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(三田こども・健康部長)

議案第15号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げるもので、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本市においても同様の改正を行うものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(宮村市民環境部長)

議案第16号 朝霞市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、市民会館の利用実績等を踏まえ、本館5階の活用方法について検討した結果、リハーサル室と会議室を新たに設置するとの結論に至ったことから、必要な改正を行うものである。

なお、この改正のうち、附則第3項については、平成31年4月1日から、そのほかの部分については、平成31年5月1日から施行したいと考えている。

(三田こども・健康部長)

議案第17号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、平成31年4月1日から家庭的保育事業の最低基準の向上について意見を聴く機関が、朝霞市保育園等運営審議会から朝霞市子ども・子育て会議に変更となることに伴い、必要な改正を行うものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

続いて、議案第18号 朝霞市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、新たに朝霞市ほんちょう児童館を設置し、利用時間及び休館日について規定するものである。

なお、この改正については、平成31年10月1日から施行したいと考えている。

(宮村市民環境部長)

議案第19号 朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正に伴い、技術管理者の資格について、専門職大学に関する規定を新たに定めるものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

続いて、議案第20号 朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、朝霞市産業振興基本計画が策定に伴い、来年度からは計画の進捗管理へと移行していくため、委員会の名称及び所掌事務を改正するものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(木村上下水道部長)

議案第21号 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、専門職大学に関する規定を新たに定めるほか、布設工事監督者の資格に関する規定の一部を削除するものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(重岡危機管理監)

議案第22号 朝霞市消防団条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、消防団員数の確保及び維持を図るため、任命要件に市内在勤者を追加するほか、必要な改正を行うものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第23号 朝霞市地域公共交通協議会条例について説明する。

内容については、地域公共交通に関する施策について必要な協議を行うことを主な事務とする朝霞市地域公共交通協議会を附属機関として設置する必要があることから、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものである。

また、これに伴い、朝霞市内循環バス検討委員会条例を廃止するものである。

なお、本条例については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(宮村市民環境部長)

議案第24号 朝霞市産業振興条例について説明する。

内容については、産業振興に対する市の姿勢、基本理念、地域の各主体の役割等を明らかにし、相互に協働や連携をすることにより、地域ぐるみで総合的に産業振興を推進

するため、新たに制定するものである。

なお、本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第25号 市道路線の廃止について説明する。

今回廃止する路線は、根岸台5丁目土地区画整理事業に伴い、当該路線の機能を代替する道路が新たに築造されたため、7路線を廃止するものである。

続いて、議案第26号 市道路線の認定について説明する。

今回認定する路線は、根岸台5丁目土地区画整理事業に伴い、新設道路14路線を認定するものである。

続いて、議案第27号 市道路線の認定について説明する。

今回認定する路線は、開発行為に伴う3路線で、都市計画法第40条の規定により帰属された道路を認定するものである。

続いて、議案第28号 市道路線の認定について説明する。

今回認定する路線は、旧暫定逆線引き地区で、宮戸2丁目地区の新設道路1路線を認定するものである。

(渡辺監査委員事務局長)

議案第29号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて説明する。

市の公平委員会委員のうち、藤原ユキ子氏の任期が平成31年6月28日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任したく、提案する。

藤原氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、平成17年6月から公平委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。

藤原氏は、地方自治の本旨に理解が深く、人事行政に関し高い識見を有し、公平委員会委員として最適の方であると確信している。

続いて、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて説明する。

市の固定資産評価審査委員会委員のうち、金井茂夫氏の任期が平成31年6月27日をもって満了となるが、新たに鈴木康宏氏を委員に選任したく、提案する。

鈴木氏の経歴については、添付の経歴書を御参照いただきたい。

鈴木氏は、人格、識見ともに高く、固定資産評価審査委員会委員として最適の方であると確信している。

(宮村市民環境部長)

議案第31号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて、議案第50号まで、一括して説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるが、高橋隆氏を再び委員に任命したく、提案する。

高橋氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、39年間にわたり農業に従事され

ているほか、平成22年3月から朝霞市農業委員会委員、平成25年3月からは会長としても御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。

高橋氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第32号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるが、斉藤義之氏を再び委員に任命したく、提案する。

斉藤氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、28年間にわたり農業に従事されているほか、平成28年4月から現在まで朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。

斉藤氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第33号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるが、神山茂氏を再び委員に任命したく、提案する。

神山氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、10年間にわたり農業に従事されているほか、平成28年4月から現在まで朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。

神山氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第34号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるが、秋山磨弥氏を再び委員に任命したく、提案する。

秋山氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、20年間にわたり農業に従事されているほか、平成28年4月から現在まで朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、ここで再選任をお願いするものである。

秋山氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第35号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに野島一氏を委員に任命したく、提案する。

野島氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、35年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合上内間木支部の支部長として御活躍された方である。

野島氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行

うことができる方であると確信している。

次に、議案第36号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに高野正芳氏を委員に任命したく、提案する。

高野氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、10年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合田島支部の支部長として御活躍された方である。

高野氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第37号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員につきましては、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに伊藤久行氏を委員に任命したく、提案する。

伊藤氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、46年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合理事として御活躍されている。

伊藤氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第38号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに岡野茂氏を委員に任命したく、提案する。

岡野氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、51年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合理事及びあさか野農業協同組合溝沼第三支部の支部長として御活躍された方である。

岡野氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第39号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに高橋実氏を委員に任命したく、提案する。

高橋氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、20年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合下の原支部の支部協力員として御活躍されている。

高橋氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第40号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに小寺昌氏を委員に任命したく、提案する。

小寺氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、6年間にわたり農業に従事されて

いるほか、あさか野農業協同組合浜崎上支部の支部長として御活躍されている。

小寺氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第41号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに比留間基好氏を委員に任命したく、提案する。

比留間氏の経歴につきましては、添付の経歴書のとおり、12年間にわたり農業に従事されているほか、埼玉県農業共済組合朝霞市総代として御活躍されている。

比留間氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第42号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに橋本広明氏を委員に任命したく、提案する。

橋本氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、16年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合溝沼第四支部の支部長として御活躍されている。

橋本氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第43号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに飯倉裕明氏を委員に任命したく、提案する。

飯倉氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、40年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合岡支部の支部長として御活躍された方である。

飯倉氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第44号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに浅川秀雄氏を委員に任命したく、提案する。

浅川氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、19年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合溝沼第二支部の支部長として御活躍された方である。

浅川氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第45号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるた

め、新たに大貫善弘氏を委員に任命したく、提案する。

大貫氏の経歴につきましては、添付の経歴書のとおり、22年間にわたり農業に従事されている。

大貫氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第46号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに高野和明氏を委員に任命したく、提案する。

高野氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、37年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合東南部支部の支部長として御活躍された方である。

高野氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第47号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに船本弘行氏を委員に任命したく、提案する。

船本氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、36年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合東第一支部の支部長及び朝霞市農業青年クラブ会長として御活躍された方である。

船本氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第48号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに栗原昌章氏を委員に任命したく、提案する。

栗原氏の経歴につきましては、添付の経歴書のとおり、16年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合溝沼第一支部の支部長として御活躍された方である。

栗原氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

次に、議案第49号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員については、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに金子美身氏を委員に任命したく、提案する。

金子氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、17年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合女性部朝霞支部の副支部長として御活躍された方である。

金子氏は、農業に関する識見があり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行

うことができる方であると確信している。

次に、議案第50号 農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて説明する。

市の農業委員会委員について、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに千田理恵子氏を委員に任命したく、提案する。

千田氏の経歴については、添付の経歴書のとおり、現在、司法書士及び埼玉青年司法書士協議会幹事として御活躍されている。

千田氏は、農業に関する識見があるとともに、中立的な立場で公正に判断をしていただける方であり、朝霞市農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる方であると確信している。

(内田福祉部長)

議案第51号 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を年3パーセント以内として条例で設定することとなったことから、本市では、東日本大震災時の災害援護資金の貸付けの特例にならい、貸付利率について保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5パーセントにするほか、必要な改正を行うものである。

なお、この改正については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】